

## 事業事前評価表

### 国際協力機構 地球環境部 森林・自然環境グループ

#### 1. 案件名

国名：ベトナム社会主義協和国（ベトナム）

案件名：和名 持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2

英名 Project on Enhancing Sustainable Natural Resource Management Phase 2

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林・自然環境保全分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
ベトナムの国土は、南北に細長く変化に富んだ地形や気候により、多様な森林生態系を有し、世界の生物多様性ホットスポットの一角をなしている。

20世紀におけるベトナムの森林被覆率は、相次ぐ戦禍による国土荒廃、農地転換、大規模開発、過剰・違法伐採等により1990年までに27%まで減少したが、ベトナム政府による大規模植林プログラム、森林保全・再生政策ならびに国際社会の支援等により、2020年には42%へと回復し、森林減少に歯止めがかからない開発途上国が多い現状において、その成果は際立っている。また、木材および木材製品の輸出収入は近年右肩上がりに伸びており、2020年1月～9月期は、COVID-19の影響を受けながらも前年同月比で11.2%増の83.8億米ドルに達し<sup>1</sup>、貴重な外貨獲得源となっている。

しかしながら、森林・自然環境保全分野の課題は引き続き多い。森林面積の増加はアカシアなど早成樹種を主体とした人工林造成に負うところが大きく、貴重な生態系を有する天然林は特に中部高原などの地域で依然として劣化傾向にある。また、少数民族を多く含む人口の約3割（約2500万人）は、非木質生産物<sup>2</sup>の利用等により森林等の自然資源に依存した生活を送っており、自然資源の劣化はこうした人々の生計を脅かしかねない。さらに、ベトナムの木材産業は、国内の天然林伐採禁止に伴う供給量の減少及び木材産業の成長に伴う需要の増加等を背景に、丸太、製材等の原料の過半を世界約120か国からの輸入に頼っており、国産材の自給率・品質の向上が急務となっている。特に、輸入相手国や樹種が多岐にわたるため、中には木材の合法性<sup>3</sup>が危うい取引が懸念されること、ベトナム国内における森林認証制度<sup>4</sup>の構築も緒に就いたばかりであること等は、今後、ベトナムの木材産業が主な市場とする米国、日本、EU等先進国で輸出を延ばす上での課題となっている。

ベトナムの森林セクターにおける主要政策課題は、これまで重視されてきた天然林の保全と再生、森林に依存する住民への生計向上支援のみならず、充実しつつある人工

<sup>1</sup> Vietnam Timber and Forest Product Association (VIFOREST) ベトナム材木・木工品協会 2020年10月発表。

<sup>2</sup> 森林からの木材以外の生産物。狩猟動物の他、果樹、キノコ、タケノコ、樹脂、薬草・ハーブ、染料、薪炭、ラタン、竹、繊維等、多様である。

<sup>3</sup> **合法性**；伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであること。**持続性**；持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

<sup>4</sup> 森林認証制度；適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度。**木材認証制度**とも呼ばれる。

林資源の有効活用と高付加価値化（合法性の担保含む）、森林の持つ多面的機能（生物多様性の保全、防災、気候変動対策等）の発揮へと幅が広がってきている。

かかる背景の下、JICA は、本事業に先立つ技術協力「持続的自然資源管理プロジェクト（2015－2021）」において、ベトナムにおける森林政策の根幹をなす「森林法」（旧；森林保護開発法 2004 年）の改正を支援した（2019 年 1 月施行）。新たな「森林法」には、国内外の様々な森林資源をめぐる環境の変化に対応すべく、森林管理（上流）から木材加工と木材製品の流通・貿易分野（下流）まで含む包括的なバリューチェーン構築、地域開発への貢献、気候変動対策などの観点も盛り込まれた。また、地方レベルでは、①北西部 4 省における REDD+<sup>5</sup>行動計画の策定・改正支援、同行動計画のパイロット的实施、②タブレットベースによる省の森林モニタリングシステムの着実な利用と促進、③ランビエン生物圏保護区における地域住民との協働管理計画の策定と実施等について、一部は民間企業とも連携<sup>6</sup>しつつ重層的に取り組み、持続的森林管理と生計向上に具体的な成果を上げるとともに<sup>7</sup>、カウンターパートの人材育成を達成した。

ベトナム政府は、前フェーズの成果のひとつである改正「森林法」の下、現行の「森林開発戦略（2006-2020）」の改定、同戦略を実践するための「持続的森林開発ターゲットプログラム（2016-2020）」の改定を検討しており、これらの政策文書の改定支援およびその着実な実施を促すため、我が国に技術協力を要請した。一方、法律が整備され、着実に実行されることとの間には、依然として技術的、制度的なギャップがあり、そのため本事業では、ベトナム政府にとって優先順位の高い施策について、中央と地方が一体的にその着実な実施が図れるよう支援する。具体的には、中央における政策支援の中で、国際基準に準拠したベトナム版の持続的森林管理（SFM）の枠組み作りや森林認証制度の構築に向けた支援を行い、4 地方省における現場活動では、具体的な SFM 計画策定の実践を新たな活動として位置づけている。

なお、前フェーズの地方レベルにおける取り組みについては、今後、持続的な活動実施の観点からベトナム政府が得られた知見を活用し独自予算措置を行う、もしくは、外部資金を活用して定着・展開をはかっていくことを基本とし、フェーズ 2 では中央レベルでのそのための助言ならびに「緑の気候基金（GCF）」による REDD+成果支払い資金へのアクセスを支援する。なお、前述「②森林モニタリングシステム」については、今後の展開に向け、一部技術的支援が引き続き必要な部分があるため、フェーズ 2 においても支援を行う。

<sup>5</sup> REDD+（レッドプラス）とは、途上国における森林減少と劣化の抑制や持続可能な森林経営などを推進することにより、森林からの温室効果ガス（GHG）の排出量削減、および炭素貯蔵量の増加に貢献する活動にインセンティブを与える気候変動対策のこと。

<sup>6</sup> 住友林業（株）・アスкул（株）の CSR 事業、JICA の SDGs ビジネス調査を実施する有限会社臼井農畜産、日本大使館の実施する草の根・人間の安全保障無償等と、様々な形で連携し持続的森林管理と生計向上活動に貢献した。

<sup>7</sup> 成果の一例として、JICA が現場活動で支援したタブレットベースによる森林モニタリング活動がベトナム政府に評価され、中央における支援と連携し政策に反映された結果、他のドナーや地方自治体予算により JICA の協力対象省以外にも普及が促進された。他にも、現場活動では多数の成果事例があり、越語・英語にてグッドプラクティス事例集として公開済み；[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/materials/ku57pq00002hisx7-att/casebook\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/materials/ku57pq00002hisx7-att/casebook_en.pdf)

(2) 森林・自然環境保全分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け  
外務省の国別開発協力方針（2017 年 12 月）及び JICA 国別分析ペーパー（2020 年 6 月）では、重点分野「脆弱性への対応（成長の負の側面への対応）」の一つに気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応として自然環境保全が位置づけられており、また、JICA の第四期中期計画における自然環境保全分野協力の中では、「持続的森林管理、REDD+ 及び生物多様性保全」が重点事項となっている。

また、気候変動対策の一環として重要性を増す REDD+ について、ベトナム政府は JICA、世銀、UN-REDD などの支援を受けつつ、これまで 10 年以上にわたって準備および実施に取り組んできており、現在はその最終段階ともいえる成果支払い（Results-based Payments: RBPs）の獲得を目指している。JICA は、「緑の気候基金（GCF）」の REDD+ 成果支払い資金獲得に向けた支援を、認証機関（Accredited Entity: AE）としてフェーズ 1 から実施している。今後、同資金が獲得できた暁には、その一部について技術協力の成果拡大に活用することが期待できる。

こうした取り組みは、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」およびゴール 15「陸の豊かさを守ろう」へ貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）を通じた REDD+ への支援やマングローブを含む海岸林保全事業、GIZ は森林生態系保全のための政策制度の改善、USAID は森林環境サービス支払い（PFES）の強化等による森林保全などを支援している。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムの中央政府および北西部・北東部 4 省（ホアビン省・ソンラ省・ラオカイ省・トゥエンクアン省）において、森林及び生物多様性保全に係る重要な国家政策・措置の策定、見直し、実践を行うことにより、国家・国際基準に準拠した持続的森林管理の推進を担う中央・地方政府職員及び森林所有者が必要な技術・知識を修得することを図り、もって森林生態系の多面的便益の最大化を図るための国家能力の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ハノイ、北西部・北東部の 4 省（ホアビン省・ソンラ省・ラオカイ省・トゥエンクアン省）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

【直接受益者】農業農村開発省 森林プロジェクト管理委員会、森林総局職員  
天然資源環境省 生物多様性保全局職員

北西部・北東部 4 省（ホアビン省・ソンラ省・ラオカイ省・トゥエンクアン省）の郡農林局職員及び森林所有者（またはグループ）  
【間接受益者】：森林および生物多様性保全にかかわるその他の政府関係機関、森林・木材産業

(4) 総事業費（日本側） 5 億円

(5) 事業実施期間（協力期間） 2021 年 4 月～2025 年 3 月を予定（計 48 か月間）

(6) 事業実施体制

- 農業農村開発省森林プロジェクト管理委員会（Management Board for Forestry Projects (MBFPs) under Ministry of Agriculture and Rural Development(MARD)）が主たる実施機関。(MBFPs はマルチ・バイの森林セクター案件の管理運営を担う部局。)
- その他、主要なカウンターパート機関として、農業農村開発省森林総局 (VNFOREST, Ministry of Agriculture and Rural Development(MARD)、4 地方省の農業農村開発局 Department of Agriculture and Rural Development (DARD)、天然資源環境省自然生物多様性保全局 (Nature and Biodiversity Conservation Agency (BCA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 長期専門家 3 名（合計約 117MM（仮））：（総括、森林政策/持続的森林管理、業務調整/生物多様性保全）  
短期専門家複数名（合計約 25MM（仮））：業務実施コンサルタント（持続的森林管理、森林モニタリング）
- ② 研修員受入：（本邦/第三国/ベトナム国内）（受入分野は今後調整）
- ③ 機材供与：（車両 2 台、パソコン、複合機、プロジェクター等）

2) ベトナム国側

- ① (6) に記載のプロジェクト担当者を配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ◆ 円借款「保全林造林・持続的管理事業」（2012～2023）では、同国中部沿岸の 11 の地方省において、造林、林業インフラの建設などとともに、住民の生計向上活動などを支援し、本件技術協力とアプローチ、対象地は異なるものの、国全体としての環境保全と森林からの便益向上に対し相乗効果を発揮している。
- ◆ プロジェクト研究「REDD+成果支払い資金を活用した協力事業の基礎研究」（2021-2022）は、森林分野の技術協力の成果拡大と相乗効果が見込まれる REDD

+成果支払い資金を活用した協力の在り方について、業務の質の向上と効率的な業務実施のために必要となる情報の確認、機構内における制度設計への提言を行うことを目的としている。本技術協力とも情報共有等を通じて連携予定である。

- ◆ 技術協力「パリ協定に係る「自国が決定する貢献(NDC)」実施支援プロジェクト」(2021~2024)では、NDCにおける温室効果ガス(GHG)排出削減目標の計画・実施を主管するMONRE、関係省庁、地方自治体の能力強化を図ることで、ベトナム政府によるGHGの測定・報告・検証(MRV: Measurement Reporting Verification)が可能なGHG排出削減計画の策定・実施に寄与する。同事業に対し、本事業は、国家レベルでのREDD+推進を通じて、森林セクターにおけるGHGの排出削減・吸収増加を促進しNDCに貢献する他、森林セクターのMRVについて、ベトナム政府を技術的観点から支援する。

## 2) 他援助機関等の援助活動

- ◆ USAID「ベトナム国森林とデルタプログラム」(2012-2021) 31Mill USD  
気候変動へのレジリエンスを高めることを目的に、農業および森林セクターの政策実施の支援を実施中。PFES基金(森林環境サービス税)の収益向上へも取り組んでいる。JICA技術協力のフェーズ1、2とは対象省が異なるが、情報共有を相互に行っており国全体としての環境保全と森林からの便益向上に対し相乗効果を発揮している。
- ◆ GIZ「森林生物多様性プログラム」(2014-2021) 金額非公開  
生物多様性保全と持続的森林管理を目指し、地域住民が森林資源と森林環境サービス税の収益を得られる仕組み作りなどを支援している。
- ◆ SNV「CAFE-REDD+」(2018-2021) 1.8Mill EUR  
REDD+における生計向上手段として、アグロフォレストリーによるコーヒー栽培の術支援とバリューチェーンの構築を支援。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠

本案件は、中央政府への持続的な森林管理及び生物多様性保全にかかる政策助言を行うとともに、対象サイトにおいて持続的森林管理の実施を支援するものであり、環境に対する悪影響は生じないものと考えられる。

パイロット活動を想定するサイトは植林地及び既に保護林として指定されている区域を予定しており、住民移転などは想定されない。

③ 環境許認可: 必要なし

④ 汚染対策: 必要なし

⑤ 自然環境面: 自然環境保全に寄与することが想定される。

- ⑥ 社会環境面：パイロットとするサイトにおける持続的森林保全活動については植林地及び既に保護林として指定されている区域を予定しており、社会環境面でのマイナスは想定されない。
- ⑦ その他・モニタリング：特になし

## 2) 横断的事項

森林管理にかかる国・地方政府の能力向上を通じて、必要な政策・措置等が実施されることは植林地の増加や森林の保全を促進し、気候変動対策（緩和）に貢献する。また、森林 3 区分（保全林、保護林、特別利用林）について適切な管理が促進されることで、災害防備等の公益的機能が発揮され適応策にも貢献すると期待される。

## 3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

国家 REDD+行動計画の促進においては、ベトナムにおける REDD+セーフガードシステムを参照し、ジェンダーの視点（ジェンダーによる自然資源へのかかわり方の違い等）、弱者への視点を踏まえた持続的な森林管理を行う方針である。成果 3 では、GCF 等の外部資金への申請を支援することを予定しており、ジェンダーアセスメントの対応を想定している。

## (10) その他特記事項

特になし

# 4. 協力の枠組み

## (1) 上位目標

(目標) 森林生態系の多面的便益の最大化を図るための国家能力が強化される。これは、持続的森林管理 (SFM)、REDD+、生物多様性保全の推進を通じて、気候変動によるインパクトを緩和し、地域の人々の生計向上に貢献するものである。

(指標) 森林面積全体の●%以上について、持続的森林管理計画が策定・承認される（割合については初回合同調整委員会にて決定）

## (2) プロジェクト目標

(目標) 森林及び生物多様性保全に係る重要な国家政策・措置の策定、見直し、促進を通じて、国家・国際基準に準拠した持続的森林管理を推進する役割を担う中央・地方政府及び森林所有者が必要な技術・知識を修得する

(指標) ・持続的森林開発プログラム 2021-2025 で定められる指標が達成される。（具体的は、補助指標と共に初回合同調整委員会にて決定）

### (3) 成果と主な活動

#### コンポーネント1 森林及び生物多様性保全に係る政策支援

##### 成果1 森林法（2017年改正）に基づく主要な森林政策・措置が更新、実施される

- ✓ 「森林開発戦略（2021-2030）」の策定及び（または）モニタリングを支援する
- ✓ 「持続的森林開発ターゲットプログラム（2021-2025）」の策定及び（または）モニタリングを支援する

##### 成果2 国際基準に準拠したベトナムの持続的森林管理認証制度の仕組みが整えられ促進される

- ✓ 国際基準に準拠した国内の持続的森林管理（SFM）認証システムの運用のための法令・制度および技術文書の改定を行う
- ✓ 国内の持続的森林管理（SFM）認証システムの申請に必要な関係者の能力を強化する

##### 成果3 外部資金アクセスを含む国家 REDD+行動プログラムが促進される

- ✓ 緑の気候基金（GCF）の REDD+成果支払いやその他の外部資金獲得支援を含む国家 REDD+行動プログラムの促進を支援する

##### 成果4 （フェーズ1で）強化された森林モニタリングシステムの普及が促進される

- ✓ 森林モニタリングシステムの改善を支援する
- ✓ 森林資源モニタリングシステムの運用に関する中央および地方政府機関の能力を強化する

##### 成果5 生物多様性保全のための主要な政策・措置が更新、実施される

- ✓ 「生物多様性法（2008年）」のレビュー・改定及び関連する法令等の起草を支援する
- ✓ 国家生物多様性データベースシステムの改良及び生物多様性調査、モニタリングおよび報告に必要な能力の向上を図るための支援を行う
- ✓ 生物圏保護区に関する国内外におけるネットワークの強化を支援する（フェーズ1の成果であるランビエン生物圏保護区における共同管理計画の複製含む）

#### コンポーネント2 持続的森林管理（SFM）

##### 成果6 国家・国際基準に準拠した SFM がターゲット省（ホアビン省、ソンラ省、ラオカイ省、トゥエンクアン省）において促進される

- ✓ パイロット的に支援する森林所有者及び（または）森林所有者グループを特定し、SFM についての理解促進を図り、SFM 計画の策定、実施、モニタリングを支援する
- ✓ プロジェクト活動を通じて得られた良好事例、教訓、提言を取りまとめ、

国家政策への反映及び他地域への普及を図ることを支援する

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件（リスクコントロール）

成果達成のための外部条件

- ① ベトナム政府において本プロジェクトが関係する政策に大幅な変更がないこと。
- ② ベトナム国内での移動制限がないこと（コロナウィルス対策がなされること）。
- ③ ベトナム関係省庁が REDD+政策実施につき、各々の役割を果たすこと。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

### (1) 類似案件の評価結果

- 本プロジェクトに先駆けて実施されたベトナム国「持続的自然資源管理プロジェクト（フェーズ1）」の終了時評価（評価年度 2020 年）では、中央政府を主なカウンターパートとした政策支援コンポーネントと、地方省政府や地域住民を主な対象とした現場での実践コンポーネントを組み合わせた結果、政策の着実な実施と現場での実践を通じて得られた教訓等を政策にフィードバックさせる相乗効果が得られた他、事業の持続性担保につながったと評価された。本フェーズ2においても、政策支援と現場での実践活動を組み合わせて実施することをプロジェクト計画に反映させた。
- 同じく、フェーズ1の終了時評価では、複数の中央省庁、5 地方省、多数の村落まで、多様なステークホルダーが存在したが、中央におけるプロジェクト専門家およびカウンターパートの強いリーダーシップが様々な利害関係者の調整に貢献したと評価された。本フェーズ2においても、フェーズ1と同様の実施体制を構築するよう、プロジェクト計画に反映させた。
- ベトナム国「国家生物多様性データベースプロジェクト」の事後評価（評価年度 2019 年）では、同プロジェクトの上位目標である全国規模への展開となる第二世代データベースが、ベトナム側の予算措置および人員配置が十分ではなかったために開発されておらず、持続性に課題が指摘された。本プロジェクトでは、成果5において、生物多様性保全に関し引き続きベトナム側の取り組みを後押しする活動を盛り込んだ。

## 7. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、森林及び生物多様性保全に係る重要な国家政策・措置の見直し、策定、実践を通じて、中央・地方政府及び森林所有者の能力強化を行うことにより、国家・国際基準に準拠した持続的森林管理の推進に寄与するものであり、実施の意義は高い。

また、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」およびゴール 15「陸の豊かさも守ろう」へ貢献する。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 カ月以内      ベースライン調査

事業終了 3 年後          事後評価 (※)

## 9. 備考

なし。

以上